

別表

市と指定管理者のリスク分担

項 目	内 容	負担区分	
		市	指 定 管理者
経費の増大	市の指示に基づく業務内容の変更	○	
	管理運営費に係る物価水準、人件費水準の変動		○
利用者および周辺住民からの苦情	施設の設置に関すること	○	
	施設の管理運営に関すること		○
施設および設備の修繕	不可抗力(暴風、豪雨、その他の大規模な自然災害)によるもの	○	
	管理の瑕疵から生ずるもの		○
	小規模で日常において修復できるもの (1 件あたり 30 万円未満のもの)		○
	経年劣化、構造上の瑕疵等による大規模なもの	○	
備品の損傷	市の備品に係る不可抗力または経年劣化によるもの	○	
	市の備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	管理経費に係る指定管理者が所有する備品に係るもの		○
支払の遅延	市から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	
	指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
個人情報の漏洩	市の指示若しくは指導の不備または錯誤によるもの	○	
	指定管理者の不備または錯誤、指定管理者職員の不法行為等によるもの		○
管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
第三者への賠償	施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
事業終了時の費用	指定期間終了時(期間中途含む)における事業者の撤収費用		○

※原油等価格変動による光熱費等の大幅な増減への対応については別途協議する。